

# 生物多様性に配慮したまちづくり

多様な生物との共存で、  
豊かな人間性の形成・  
持続可能な社会を実現

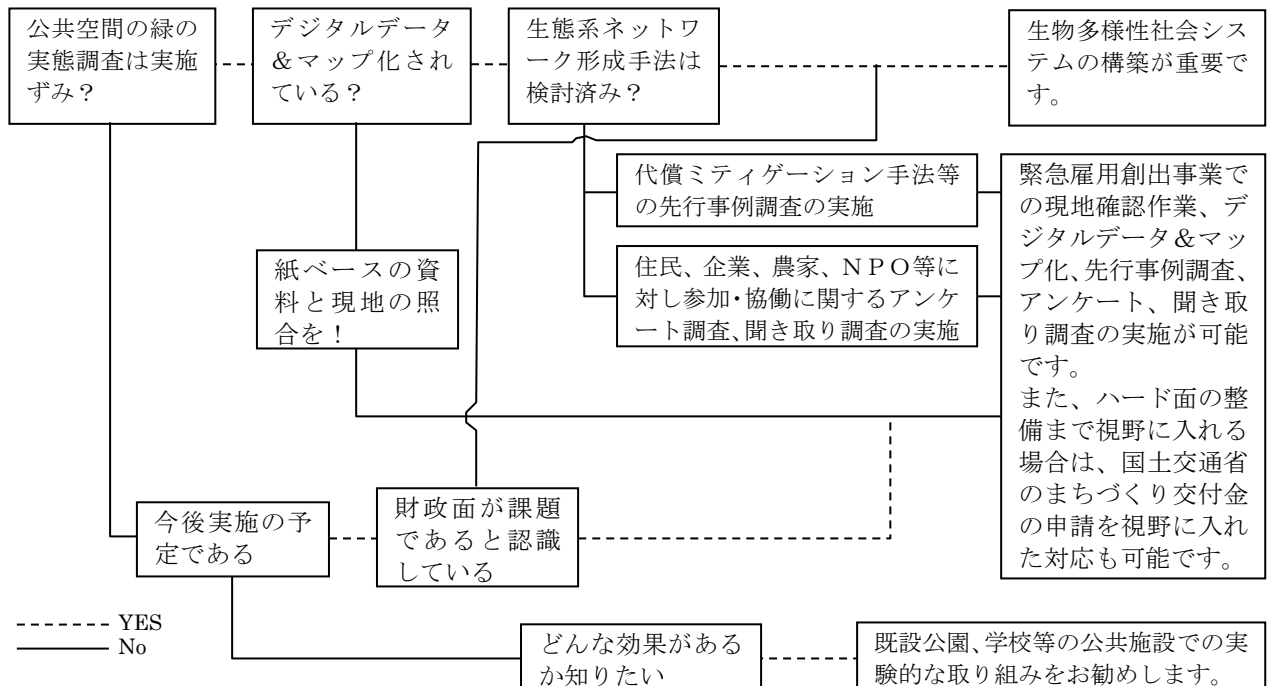
## 背景と目的

従来、自然保護は、開発に伴う貴重な生物への影響をどのように回避し、最小化するかという観点で問題となってきました。しかしながら、豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくためには、生物多様性の保全と自然からの恵みの持続可能な利用について、長期的な観点に立って総合的に取組を推進する必要があります。

このような観点で、地方自治体としては、従来型の開発規制によるものだけでなく、まちづくりに生物多様性の観点を組み込むなどの積極的な取り組みが重要であると考えられます。2010年には愛知・名古屋でCOP10が開催されたことや、2011年秋には生物多様性保全活動促進法が施行されることもあり、これに取り組むには今が絶好のチャンスです。

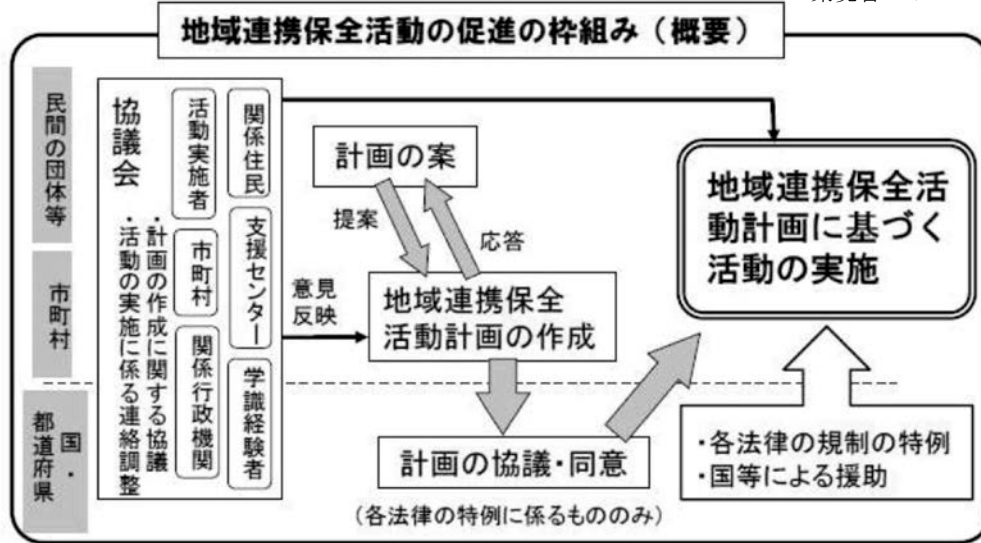
- ① 現存する都市公園、学校等の公共施設（公有地）やご協力いただける民有地（私立学校、事業所、農地、林地を含む）を生物にやさしい空間となるよう改善し、これを道路や河川（いわゆるコリドー）を活用して結んでいく。（生態系ネットワークの形成）
- ② 地元住民や企業、農家の方々、NPO等の方々に、豊かな自然の大切さを実感していただき、積極的に環境創造活動に取り組んでいただけるよう支援する。（参加・協働への支援）
- ③ 生物多様性によって得られる豊かな自然の恵みを持続可能な形で利用できるような仕組みを構築する。（生物多様性社会システムの構築）

## 生物多様性に配慮したまちづくりに向けて



## 生物多様性に配慮したまちづくりの導入効果は？

- 豊かな自然や身近な動植物に囲まれた環境の確保で、魅力あるまちづくりや子供たちの情操教育に貢献できます。
- 自然とまちが有機的に調和したランドスケープの形成を図ることができます。
- 先進的な取り組みを実施することにより、人と自然との触れ合いを活用した観光スポットの創出効果も期待できます。
- 生態系の恵みの持続的な活用で、地産・地消を推進することにより、フードマイレージが抑制でき、温室効果ガスの低減にもつながります。



### 地域連携保全活動計画の区域の設定イメージ

